

省令案

現行省令

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送（第三条―第八条）

第三章 一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送（第九条―第十三条）

第四章 雑則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第百十一条第一項及び第百二十一条第一項の規定に基づき、基幹放送設備、特定地上基幹放送局等設備及び基幹放送局設備に適用される標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式に係る技術基準を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、法、電波法（昭和二十

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 放送局の行う標準テレビジョン音声多重放送（第二条―第七条）

第三章 一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン音声多重放送（第八条―第十二条）

第四章 雑則（第十三条・第十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を定めることを目的とする。

【新規】

五年法律第三百一十一号) 及び電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)において使用する用語の例による。

第二章 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送

(適用の範囲)

第三条 この章の規定は、地上基幹放送局(地上基幹放送試験局を含む。)を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送に適用があるものとする。

(主搬送波の変調)

第四条 主搬送波の変調の型式は、周波数変調とする。

2 主搬送波を変調する信号は、主チャンネル信号(左側信号と右側信号との和の信号(以下「和信号」という。))又は標準テレビジョン放送の音声信号をいう。以下同じ。)、副チャンネル信号(左側信号と右側信号との差の信号その他の音声信号(和信号を除く。))により音声信号副搬送波を周波数変調した信号をいう。以下同じ。))及び制御チャンネル信号(制御信号(標準テレビジョン音声多重放送の受信の補助のために伝送する信号をいう。以下同じ。))により制御信号副搬送波を振幅変調した信号をいう。以下同じ。))から成るものであつて、別表に示す周波数配列によるものとする。

3 主チャンネル信号による主搬送波の最大周波数偏移は、(H) 二五kHzとする。

第二章 放送局の行う標準テレビジョン音声多重放送

(適用の範囲)

第二条 この章の規定は、放送局(放送試験局を含む。)の行う標準テレビジョン音声多重放送に適用があるものとする。

(主搬送波の変調)

第三条 (同上)

2 主搬送波を変調する信号は、主チャンネル信号(左側信号と右側信号との和の信号(以下「和信号」という。))又は標準テレビジョン放送の音声信号をいう。以下同じ。)、副チャンネル信号(左側信号と右側信号との差の信号その他の音声信号(和信号を除く。))により音声信号副搬送波を周波数変調した信号をいう。以下同じ。))及び制御チャンネル信号(制御信号(標準テレビジョン音声多重放送の受信の補助のために伝送する信号をいう。以下同じ。))により制御信号副搬送波を振幅変調した信号をいう。以下同じ。))から成るものであつて、別表に示す周波数配列によるものとする。

3 主チャンネル信号による主搬送波の最大周波数偏移は、(H) 二五kHzとする。

4 副チャンネル信号による主搬送波の最大周波数偏移は、ステレオホニツク放送を行う場合にあっては(ハ)二〇kHz、ステレオホニツク放送以外の標準テレビジョン音声多重放送を行う場合にあっては(ハ)一五kHzとする。

5 制御チャンネル信号による主搬送波の最大周波数偏移(振幅変調波の包絡線の最大振幅時における周波数偏移とする。)は、(ハ)二kHzとする。

(副チャンネル信号)

第五条 副チャンネル信号の周波数帯域は、一六kHzから四七kHzまでとする。

2 音声信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●号。以下「標準方式」という。)第十条第二項に規定する水平同期パルスの周波数の二倍とする。

3 音声信号副搬送波の最大周波数偏移は、(ハ)一〇kHzとする。

(主チャンネル信号及び副チャンネル信号の特性)

第六条 左側信号又は右側信号の入力端子に信号を加えた場合、第四条第三項に規定する最大周波数偏移に対する主チャンネル信号による主搬送波の周波数偏移の割合と前条第三項に規定する最大周波数偏移に対する音声信号副搬送波の周波数偏移の割合は、同一の値とし、かつ、その最大値は、五〇パーセントとする。

2 左側信号の入力端子に信号を加えた場合の主チャンネル信号による主搬送波の周波数偏移の極性と音声信号副搬送波の周波数偏移

4 副チャンネル信号による主搬送波の最大周波数偏移は、ステレオホニツク放送を行う場合にあっては(ハ)二〇kHz、ステレオホニツク放送以外の標準テレビジョン音声多重放送を行う場合にあっては(ハ)一五kHzとする。

5 制御チャンネル信号による主搬送波の最大周波数偏移(振幅変調波の包絡線の最大振幅時における周波数偏移とする。)は、(ハ)二kHzとする。

(副チャンネル信号)

第四条 副チャンネル信号の周波数帯域は、一六kHzから四七kHzまでとする。

2 音声信号副搬送波の周波数は、標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第三十六号。以下「標準方式」という。)第八条第二項に規定する水平同期パルスの周波数の二倍とする。

3 (同上)

(主チャンネル信号及び副チャンネル信号の特性)

第五条 左側信号又は右側信号の入力端子に信号を加えた場合、第三条第三項に規定する最大周波数偏移に対する主チャンネル信号による主搬送波の周波数偏移の割合と前条第三項に規定する最大周波数偏移に対する音声信号副搬送波の周波数偏移の割合は、同一の値とし、かつ、その最大値は、五〇パーセントとする。

2 左側信号の入力端子に信号を加えた場合の主チャンネル信号による主搬送波の周波数偏移の極性と音声信号副搬送波の周波数偏移

の極性は、同一とする。

3 主チャンネル信号は、副チャンネル信号に対して二〇マイクロ秒の遅延特性を有するものとする。

(音声信号)

第七条 音声信号は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

(制御チャンネル信号)

第八条 制御信号副搬送波の周波数は、標準方式第十条第二項に規定する水平同期パルスの周波数の三・五倍とする。

2 制御チャンネル信号は、連続して送出するものとし、その制御信号は、ステレオホニツク放送を行う場合にあつては九八二・五Hz、ステレオホニツク放送以外の標準テレビジョン音声多重放送を行う場合にあつては九二二・五Hzの正弦波とする。

3 制御チャンネル信号の変調度は、六〇パーセントとする。

第三章 一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送

(適用の範囲)

第九条 この章の規定は、一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局(衛星基幹放送試験局を含む)

の極性は、同一とする。

3 主チャンネル信号は、副チャンネル信号に対して二〇マイクロ秒の遅延特性を有するものとする。

(音声信号)

第六条 音声信号は、七五マイクロ秒の時定数を有するインピーダンス周波数特性の回路によりプレエンファシスを行うものとする。

(制御チャンネル信号)

第七条 制御信号副搬送波の周波数は、標準方式第八条第二項に規定する水平同期パルスの周波数の三・五倍とする。

2 制御チャンネル信号は、連続して送出するものとし、その制御信号は、ステレオホニツク放送を行う場合にあつては九八二・五ヘルツ、ステレオホニツク放送以外の標準テレビジョン音声多重放送を行う場合にあつては九二二・五ヘルツの正弦波とする。

3 制御チャンネル信号の変調度は、六〇パーセントとする。

第三章 一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン音声多重放送

(適用の範囲)

第八条 この章の規定は、一一・七GHzを超え一一・二GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局(放送試験衛星局を含む)第十

む。第十四条を除き、以下同じ。)を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送に適用があるものとする。

(主搬送波の変調)

第十条 主搬送波を変調する信号は、多重副搬送波(標準方式第十五条第二項に規定する多重副搬送波をいう。)及び電力拡散信号とする。

(音声信号)

第十一条 音声信号の送出には、第二音声チャンネル、第三音声チャンネル又は第四音声チャンネル(標準方式第十九条第三項に規定する第二音声チャンネル、第三音声チャンネル又は第四音声チャンネルをいう。)を使用するものとする。

(フレーム行列の構成等)

第十二条 フレーム行列(標準方式第十八条第一項のフレーム行列をいう。)の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケット(標準方式第二十条第一項に規定するデータパケットをいう。)の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2 疑似乱数符号重畳方式(標準方式第二十一条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。)による音声信号のスクランブル(標準方式第二十一条第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。)の手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報(標準方式第二

七条を除き、以下同じ。)の行う標準テレビジョン音声多重放送に適用があるものとする。

(主搬送波の変調)

第九条 主搬送波を変調する信号は、多重副搬送波(標準方式第十二条第二項に規定する多重副搬送波をいう。)及び電力拡散信号とする。

(音声信号)

第十条 音声信号の送出には、第二音声チャンネル、第三音声チャンネル又は第四音声チャンネル(標準方式第十六条第三項に規定する第二音声チャンネル、第三音声チャンネル又は第四音声チャンネルをいう。)を使用するものとする。

(フレーム行列の構成等)

第十一条 フレーム行列(標準方式第十五条第一項のフレーム行列をいう。)の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケット(標準方式第十七条第一項に規定するデータパケットをいう。)の送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

2 疑似乱数符号重畳方式(標準方式第十八条第一項第二号に規定する疑似乱数符号重畳方式をいう。)による音声信号のスクランブル(標準方式第十八条第一号に規定するスクランブルをいう。以下同じ。)の手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報(標準方式第十八条

十一條第一項第三号に規定する関連情報をいう。)の構成及び送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(準用規定)

第十三条 標準方式第十五条第一項、第四項及び第五項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条第一項から第三項まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条第一項(第一号を除く。)並びに第二十二條の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送について準用する。

第四章 雑則

(衛星基幹放送局等に適用する規定)

第十四条 標準テレビジョン音声多重放送を行うための衛星基幹放送局(内外放送を行うためのものに限る。)及び衛星基幹放送試験局の送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

(緊急警報信号に適用する規定)

第十五条 標準テレビジョン音声多重放送により緊急警報信号を送る場合は、緊急警報信号を音声信号とみなし、この省令の音声信号に関する規定(スクランブルに係る音声信号に関する規定を除

第一項第三号に規定する関連情報をいう。)の構成及び送出手順は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

(準用規定)

第十二条 標準方式第十二条第一項、第四項及び第五項、第十四条、第十五条第一項から第三項まで、第十六条第一項から第三項まで、第十七条第一項及び第二項、第十八条第一項(第一号を除く。)並びに第十九條の規定は、一一・七GHzを超え一二・二GHz以下の周波数の電波を使用する放送衛星局の行う標準テレビジョン音声多重放送について準用する。

第四章 雑則

(放送衛星局等に適用する規定)

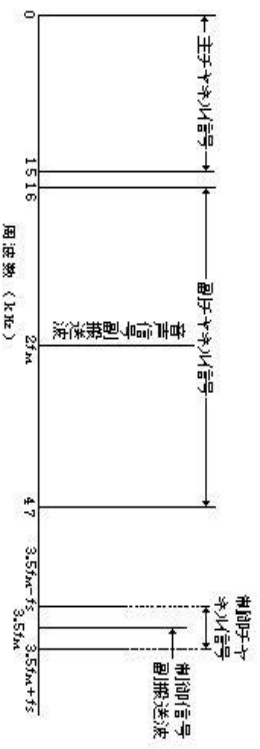
第十三条 標準テレビジョン音声多重放送を行う放送衛星局(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号の二の三に規定する受託内外放送を行うものに限る。)及び放送試験衛星局の送信の方式のうち、この省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらないことができる。

(緊急警報信号に適用する規定)

第十四条 (同上)

く。)を適用する。

別表 (第 4 条第 2 項関係)



注1 f_Mは、デジタル放送の水平同期パルスの周波数とする。
 2 f_cは、制御信号の周波数とする。

別表 (第 3 条第 2 項関係)

(同上)